

変則的本銭返売買（特に売渡担保）の生成

著者名(日)	池田 雄二
雑誌名	阪南論集・社会科学編
巻	52
号	2
ページ	63-77
発行年	2017-03
URL	http://id.nii.ac.jp/1104/00000965/

〔論 文〕

変則的本銭返売買（特に売渡担保）の生成

池 田 雄 二

目 次

- I 序
- II 変則的本銭返売買の例
 - 1. 中世における変則的本銭返売買の例
 - (1) 嘉元元年12月12日(1304年)大中臣重房質券屋敷田売券(①)
 - (2) 元亨元年6月26日(1321年)行貞田地売券(②)
 - 2. 近世における変則的本銭返売買の例
 - (1) 岩代国(福島県西部)信夫郡の慣例(③)
 - (2) 羽前国(山形県大部分)置賜郡の慣例(④)
 - (3) 出雲国(島根県東部)島根郡の慣例(⑤)
 - (4) 出雲国(島根県東部)能義郡の慣例(⑥)
 - (5) 美作国(岡山県北東部)勝南郡の慣例(⑦)
 - (6) 周防国(山口県東部)都濃郡の慣例(⑧)
 - (7) 長門国(山口県北西部)豊浦郡の慣例(⑨)
 - (8) 加賀国(石川県南部)江沼郡の慣例(⑩)
- III 変則的本銭返の分類
 - 1. 直小作小作料收取型
 - 2. 約定期間内買戻利息徴収型
 - 3. 約定期間内倍返型
 - 4. 利息等收取型
 - (1) 実質永代売買型
 - (2) 売渡担保型
 - 5. 約定期間後買戻増金徴収型
- IV 整理と分析
 - 1. 変則的本銭返売買諸類型の整理
 - 2. 考察
 - (1) 約定期間内買戻利息徴収型の目的とその背景
 - (2) 直小作小作料收取型の目的とその背景
 - (3) 売渡担保型の目的とその背景
 - (4) 約定期間後買戻増金徴収型の目的とその背景
- V 結

I 序

本銭返売買、つまり現行民法における買戻特約付売買(民法第579条以下)は目的物の売り渡し後も買戻金を買主に支払うことによって所有権を売主に戻す特約が付された売買である。この本銭返売買の起源は1270年の寺僧間売買の例に遡ることができる。

このような売買が考案された理由は当時の法制度に原因がある。この点については別稿¹⁾で論じたが、その内容を要約すれば以下の通りである。本銭返売買は文永4年(1267年)12月26日貞永式目追加条々第433条²⁾による御家人所領の売買質入の禁止を契機として、これを潜脱するために少なくとも1270年以前に発生した。1267年法は売買や質入ないし流質の対象となった所領を元本弁済を条件として本主に返還すべきことを命じた法である。この法は形式的には御家人を名宛人とする。しかし現存最古の本銭返売買は寺僧を当事者としている。この点については幕府の権威が高まることによって武家法が本来の適用範囲外の勢力に対しても影響力を持ち、したがって高野山等の寺院にも影響力が及んだのだと説明できる。そして同法を潜脱するために売買でも質契約でもない別取引として本銭返売買が考案されたのであった。

その後の本銭返売買の発展についても中世に関する限り、別稿³⁾で論じたが、その内容を要約すれば以下の通りである。本銭返売買は売買・質入所領の本主への無償返還を命じた永仁の徳政令⁴⁾以降に急増した。そして本銭返売買の利用目的として次の事実が観察されたのであった。前述の通り、本銭返売買は法による土地売買・質入に対する規制を潜脱する目的で利用され始めた。そしてさらにもう一つの利用目的として、通常売買よりも廉価で目的物を取得する目的でも利用された。このことは通常売券と本銭返売券を比較検討することで明らかになった。またある高額動産を本銭返売買し、後に買主がこれを質入した事例を分析することで、本銭返売買による代価は質入による融資額よりも高額で、通常売買代金よりも低額であることが解った。つまり売主が質入よりも多くの金銭を必要とし、しかし取戻の余地を残したい必要がある場合にも本銭返売買が利用されている。このような用途については動産・不動産双方について同様であろう。なおこのような利用は近現代にもみられた利用であるから、中世と近現代の間の時代であっても変化がないと推定される。

ところで前述したように本銭返売買においては元金のみを買戻であり、利息を收取しない。ところが非常に極稀に利息ないし元金以外の何らかの費目を收取する変則的な本銭返売券や慣例がみられる。以前、別稿⁵⁾において近現代の裁判例を分析し、買戻特約付売買(本銭返売買)と売渡担保とを利息等收取の有無で区別した。買戻特約付売買と売渡担保とをどのような基準で区別するかについては議論があるが、本銭返売券と称しつつも買戻代金として利息ないしこれに相当する物を收取する例を売渡担保と称することにする。ではこのような変則的本銭返売買は何時頃どのような目的で発生したのか。本稿ではこの点の分析を検討課題とする。以上の分析は、売渡担保が後に譲渡担保へとさらに変形したと仮定される場合、実定法学においても意義のある検討である。

検討は以下の手順で行う。まず接しえた限りの変則的本銭返売買の例を挙げ、その内容を把握する(Ⅱ)。それに従って分類を行う(Ⅲ)。その中で特に現代担保法への連続性の観点から注目すべき例を取り出し、その上でそのような例の目的および背景について分析を加える(Ⅳ)。

Ⅱ 変則的本銭返売買の例

まず本銭返売買において約定期間中のどの時点でせよ売買代金以外の金銭等の約定がある例を便宜上、変則的本銭返売買と呼ぶこととする。その上で、どのような変則型本銭返売買が何時頃でできたかは重要であるから、史料は年代順に列挙し、分析を加える。ただし一地方の慣例等の史料は正確な年代は判断できない。

1. 中世における変則的本銭返売買の例

接しえた変則的本銭返売券は極めて少なく、接した本銭返売券70例以上の内、以下の2例である(な

Mar. 2017

変則的本銭返売買(特に売渡担保)の生成

お以下では紹介する売券や慣例に整理番号を付す)。

(1) 嘉元元年12月12日(1304年) 大中臣重房質券屋敷田売券⁶⁾ ①

『(端裏書) 赤木彌五郎の質券文である』

売り渡し申し上げる 質券屋敷田の件

紀伊国金剛峯寺領内神野庄赤木村に所在する

合計2畝〔1畝=100歩〕。〔1〕畝は替地である

四至 東は鎌瀧入道作を境の限とする 南は権大夫作を境の限とする 西は道を限とする 北は上座作を境の限とする

上記屋敷田は、字を彌五郎重房という者の先祖相伝の地である。要用があるので6貫500文で10年の作を限りとして阿闍梨御房俊臺房に売り渡すこと事実である。この地については屋敷としたことに因り本券がない。もし本券を持つと称する者や違乱が生じた場合、10年以内であれば、傍例に従い、本銭に利息を加えて弁済すべきものとする。10年以後は本銭を弁済すべきものとする。若干の損が〔買主に〕生じた場合には〔契約を〕10年延長すべきものとする。よって後日のため証文状をこの通りとする。

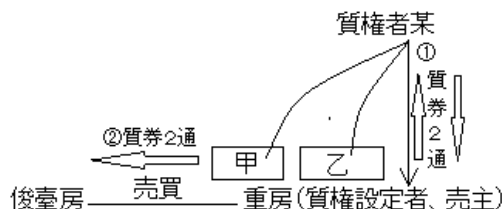
嘉元元年癸卯12月2日

大中臣重房(花押)

『(裏書 四至の所) 質券兩通の文書は無用ではあるけれども御不審を除くために添える』。

本売券には「売り渡し申し上げる 質券屋敷田」とあるから、質入された屋敷田を質権設定者=大中臣赤木彌五郎重房(以下重房)が阿闍梨御房俊臺房(以下俊臺房)に10年の年季売で売り渡した売券である。質権者の名はこの売券には表れていない。質権者某に本券地所を占有移転したまま俊臺房に売り渡したとは考え難いから、「質」といっても見質(みじち)等といわれる占有留保型の質権設定であろう。

また売券の裏書には「質券兩通の文書は無用ではあるけれども御不審を除くために添える」とあるから、2通の質券を設定者である重房が所持しており、これを買主である俊臺房の不審を除くため添えたことになる。とすると、質権者自身が質券を所持していない筈はないから、設定者側と質権者側双方が証文を取り交した例と読むことができる⁷⁾。また本件地所については2通の質権が作成されたとある。合計2畝で1畝は替地とあるから、2つの地所を共同担保(現代でいう共同抵当)に取ったのだろう。以上の当事者関係を図示すると以下の通りである。



さらにこの売券には次のような違乱担保文言が挿入されている。すなわち、10年経過時点で買主に損失が生じていれば、10年の契約延長をし、合計20年季の契約とする。10年以内に本券所持者=真の所有者や違乱が生じれば、傍例に従って元本に利息を上乗せする。10年以後なら元本のみを支払う。

以上のように理解すると、一見本銭返売券と判断されないと思う。しかし小早川欣吾博士はこれを本銭返売券と解釈し、しかもその理由を詳述しない⁸⁾。そこで小早川博士の解釈を検証する必要がまず生じる。

上記取引だと、重房には質権者某に対する債務不履行の可能性が残る。そのような事由が生ずれば、質権者某は流証文等を作成して、質地流にする筈である。これを本券として俊臺房に所有権返還請求をする可能性がある。そしてそうした事態は本売券の文言上想定されているように思う。ただ質権者某の質権およびこれに基づく質地流は当時の法制度だと対世効がないから⁹⁾、手続としては重房が俊臺房から地所を取り戻し、これを質権者某に引き渡す必要が生じる筈である。そうであれば、重房が確実に俊臺房から本件地所を取り戻せることが前提である筈で、売主の本銭(+利息)の約定は本銭返特約の意味を含むと解すべきだろう。したがって小早川博士の解釈通り、やはり本件売券は本銭返売券も兼ねると理解するのが自然であると考ええる。

さてそうであるとして、本件売券は10年の年季売であるから本銭返特約付年季売である。年季売だから10年の満了で本来なら売主に所有権が戻る。しかし質権者某の質権実行他の違乱発生の可能性があり、俊臺房が十分な収益を挙げられない可能性があるから、10年以内の買戻の場合には本銭=売買代金に利息を加える約定となるのだろう。ただ10年以後は、10年の期間内に十分な収益を挙げられなかった事情は俊臺房側の事情となるから、利息を取らないのだろう。

要するに買主である俊臺房が確実に売買代金以上の利益を挙げられる取引であって、本銭返の場合に利息の約定がある理由もそうした事情からであると理解できる。

(2) 元亨元年 6 月 26 日 (1321 年) 行貞田地売券¹⁰⁾ (②)

「謹んで辞し申し、売り進め、新たに券文を立ち立つる事

合計 1 段は和泉国近木郷の内江里 17 坪の内

四方は本券券面にある。

右件の田地は行貞の先祖相伝の私領である。そうであるところ今要用があることに因り、直銭 5 貫文に本券文 7 通を添えて既に売り渡し終えた。全く他の妨げがあってはならない。ただしこの田地は行貞が作人であって毎年地頭や国家への所当や公事銭の他に 8 斗の地子米〔じしまい。小作料〕を運上すべきものである。ただし田地は本銭〔=元本〕で買い戻すことができるものとする。よって今後のために新たに券文を立てる書状をこの通りとする。

元亨元年辛酉 6 月 26 日

売人行貞(花押)
買人僧」。

この売券では売主に目的田地の占有を留め小作させている(=直小作型)。そして本売券には利息そのものの約定はないが、土地所有者が負担すべき諸役の他に地子米=小作料に関する約定が挿入されている。この売券は先行研究においても売渡抵当に最も類似していると分析されている¹¹⁾。そこでこの小作料が実質的に利息の代用かどうか考察してみる。

この点で参考になる売券として本売券直前の文保 2 年 10 月 29 日 (1318 年) 僧得珍得千田畠売券¹²⁾をあげることができる。この売券では売買代金を米か銭何れか選択できる約定となっている。これによると 1 石 ≒ 1.1 貫である¹³⁾。この計算に拠ると、行貞本銭返売券にある小作料 8 斗 = 0.8 石 ≒ 0.88 貫だから、売買代金の 5 貫に対する年間小作料は約 17.6% である。6 年で元本以上を回収できる計算である。

しかしこの計算から本券における小作料が利息の代用であると速断することはできない。また厳密に言えば、売渡抵当を抵当と同様に考えるとすれば、受戻権(売った物の取り戻し=買戻と担保物の取り戻し=受戻とは概念的に区別される)行使時に元利の支払いを要する。一方、小作料は貸金弁済時ではなくて、毎年支払うものであるから、小作料の支払が利息の代用であると判定すべき特段の事情がなければ、直小作型(=売主を小作人とする型)の真正な本銭返売買と判断する余地がある。そこで小作料の相場に

ついでに言及する文献によると、田地1段の年間収穫量を1.8石として、地主および武士階級の取り分と小作人の取り分の一般的相場は2:1 = 1.2石:0.6石だったという¹⁴⁾。本売券は1段の田地売買で小作料は0.8石だから一般的相場と比べて0.4石少ない。しかし小作料は同じ田地1段でも収穫量、つまり田地の質によって違って来る筈であるし、また本売券の売主は小作料の他に「地頭や国家への所当や公事銭」も別に課されているから、直小作型の真正な本銭返売買と判断する余地があるだろう。したがって本売券は売渡抵当に近い例であるが、直小作型の本銭返売買と判断してもよい例である。

2. 近世における変則的本銭返売買の例

近世においても中世における本銭返売買の性質は極度に変質することなく、継承されている¹⁵⁾。ただし中世においては明確に区別されていた本銭返(この名称も多様化している)、質入、年季売の名称の混同がみられる¹⁶⁾。

そして近世になると本銭返売買と判断される例において、利息等を收取する例、すなわち変則的本銭返売買が中世よりは多くみられるようになる。以下ではそれらの例を挙げる。

(1) 岩代国(福島県西部) 信夫郡の慣例(③)¹⁷⁾

「本田畑は永代売を許さず。十年期質地流の名義にて内実売買し、満二年を過て所有権を移す。町地売買は満二年内は倍金買戻の法あり。其期限を過て所有権を移す。其売買は必ず官へ届出る法なり岩代国信夫郡」。

町地売買の場合、2年以内は「倍金買戻」の慣例があり、その期限を過ぎて所有権を移すとある。ここでいう「倍金」は2倍の意味である。本慣例が収録される『全國民事慣例類集』における駿河国安倍郡有渡郡の手付に関する慣例¹⁸⁾でも2倍の意味で「手金倍金」と記している。

本慣例は買戻期間を2年間とし、かつ買戻代金は元金の2倍とした例である。このことから本慣例は実質的な永代売渡だったと解釈せざるをえない。というわけは、一般的にいつてこのような買戻が売主に可能とは思われないからである。要するに本慣例は形式的には買戻特約付売買の形式をとっていても、売主が買戻せない買戻代金を約定して、実質は2年で買主への所有権移転を確定させる意図をもつ慣例である。本慣例前半部分の田畑に関する慣例も実質売買の慣例であるとされており、後文もこのように解釈される。

なお「期限を過て所有権を移す」というのは、2年以内は買主に所有権が移らない意味と解すべきではなく、2年を経過して、売主が買戻をするかどうか不確定の状態 = 買主の所有権が不確定の状態から確定的なものになるという意味に解すべきであろう¹⁹⁾。田畑の場合には元の形式が質なのであるから、「期限を過て所有権を移す」でよいが、町地の場合には元の形式が売買なのだから、このような表現は正確ではない。

(2) 羽前国(山形県大部分) 置賜郡の慣例(④)²⁰⁾

「物品を売渡し、後日事故ありて買戻を頼入れ、買主納得するときは受取置きたる手付金を一倍其外の諸雑費一式弁償するを定例とす。又家屋敷売渡の節、三箇年の内元利共に弁償すれば請戻すべき旨検断へ申入置き、返り証文を取置くときは買戻すことを得るなり羽前国置賜郡」。

前半部分は手付に関する慣例である。「買戻」の文言が使用されているが買戻特約付売買 = 本銭返売買に関する慣例ではない。

後半部分の家屋敷売買の方は買戻に関する。この場合、買戻費用として元利の支払を要するという。これは元本だけでなく、利息の支払も必要とされている。売渡担保の例である。

ところでなぜ家屋敷にだけこのような慣例があるのか。それは家屋敷については永代売買を許すが、田畑については10年の年季売、山林は20年の年季売しか認めず、永代売買を許さない慣例だからである²¹⁾。

買戻に利息を必要とする理由は、買主の使用収益を前提する田畑山林と比較して家屋敷は必ずしも買主の使用収益を前提せず、むしろ抵当型が多かったことにあるのではないか。

(3) 出雲国(鳥根県東部)鳥根郡の慣例(⑤)²²⁾

「田畑山林は表向き売買は禁ずる規則なり。依て十箇年切売渡の約定なれども、格外高利にして受戻すことならざる様に売券を記することなり。都て十箇年売とある分は永代売にて既に庄屋迄も永代売と看做し、最初庄屋へ申出て証書に庄屋年寄の奥書調印を請け、買主に渡し、庄屋にて名前を書改め、買主の名に替る。此名前書替は毎年八月を限り前年九月おりの一箇年分庄屋売券控帳を以て坪附名寄帳を改むる例なり。山林の立木、家屋等は相対売券にて済み、米穀牛馬には証書なき例なり出雲国鳥根郡」。

田畑山林本銭返売買において買戻代金として利息を収取する例である。売渡担保のようではあるが、慣例にある通り、故意に格外高利を定め、買戻をさせず、実質永代売買にする慣例である。

(4) 出雲国(鳥根県東部)能義郡の慣例(⑥)²³⁾

「一時仕法にて田畑を他へ売渡すと雖も後年に至り買戻すべき見込ある時は売渡の節、年季を定め、買戻すべき旨双方約定書を取替し置くなり。是を本物返しの約定と云ふ。其約定の年期に買戻すことを得るときは永代買主の所有となるなり。右約定の分は貢租は売主より上納す。買主は其金額の利子を得るを例とす。出雲国能義郡」。

田畑の売主に将来の買戻の見込があれば本銭返の特約を付すという。ただその場合の買戻代金に利息を加える。本銭返と売渡担保を利息収取の有無で区別するならば、この例は売渡担保の典型例である。しかも貢租が売主負担であるから、占有を売主に留保している筈である。そうだとすると、売渡抵当を想定した例である。

(5) 美作国(岡山県北東部)勝南郡の慣例(⑦)²⁴⁾

「田畑を売買するときは村役人三判と唱え、証書に庄屋、組頭、百姓代三役の者の判を受け、売渡す。尤売渡切にするに非ず。三月売、年限売等にするなり。三月売は当年契約し、金を取り、翌年三月に至り、元金に利を添て返戻するときは地も買戻すことを得。年限売は五年或は十年と年限を極め、其年限中、元金に利を添て返すときは買戻すことを得るなり。山林の売買は右村役人三判の奥書を以て即売渡し切りにする例なり。美作国勝南郡」。

「三月売」にせよ、「年限売」にせよ、一定の買戻期間を定めて、それを経過すると買戻権が失効する年季明流文言型(=一定期間内に買戻権行使をしなければ、買戻権を喪失する型)の本銭返売買である²⁵⁾。しかもこの本銭返売買は買戻代金に利息を加えており、売渡担保の例である。

(6) 周防国(山口県東部)都濃郡の慣例(⑧)²⁶⁾

「田畑宅地は永代の売買を禁ずる藩制なり。必ず十箇年乃至十五箇年と年限の売券を渡し、年限中所得は

Mar. 2017

変則的本銭返売買(特に売渡担保)の生成

買主に付す。満期の上限中の元利払渡す時は必ず返すべき証書を取換す。若し元利払うこと能はざれば、買主の所有となし、其名前の持分に改む。最初取換せの証書に其趣意をも記載す。組合連印、町方は年寄、地方は畔頭、庄屋押印ある証書なり。山林も略右に同じ。周防国都濃郡】。

⑦と同様に年季明流文言型で買戻代金に利息を加える例である。買主へは売券を渡すのみで、所得は買主に付す = 交付するのであるから、年季明流文言型売渡抵当の例である。

(7) 長門国(山口県北西部)豊浦郡の慣例(⑨)²⁷⁾

「田畑山林を買戻すことあり。是れは最初売買の節、十箇年或は二十箇年と年限を極め、其期限に至り、元利取揃、返済の上は差戻すとか元金にて差戻すとか或は元利に金子何程添て返済の上は差戻すとか其時の契約によりて満期の時、買戻すことを得。証書は詳細其事を記入し、庄屋の奥書調印を請て買主に渡し、買主よりも其契約のことを記入せし返り証書を取置く。依て契約通にて買戻すことを得るなり。長門国豊浦郡】。

年季明請戻文言型(= 一定期間経過後に買戻権行使が可能となる型)の本銭返売買である。買戻代金に利息ないし利息その他を加えている慣例が紹介されている。この慣例は売渡担保の例である。

(8) 加賀国(石川県南部)江沼郡の慣例(⑩)²⁸⁾

「物品買戻しの節は売渡の日より三日以内は原価と取換へ、三日を過れば、原価の幾分を増与ふる例なり加賀国江沼郡】。

動産本銭返に関する慣例である。3日以内は代金と同額での買戻を認め、それ以後なら代金に幾らか加えて買い戻すという。

期間が極短い。この慣例は主としては担保目的の買戻特約付売買の慣例ではなく、売主の翻意を認める等の趣旨だろう。担保目的であるならば、買主の利益確保のために相当期間が設定される筈である。実際、本銭返売券の例では買主の利益確保のために一定期間経過後に買戻を認める例(= 年季明請戻文言型本銭返)が多く²⁹⁾、また既にみた嘉元元年12月12日(1304年)大中臣重房質券屋敷田売券(①)のように、買主の使用収益が十分ではない一定期間内の買戻に対しては利息等の増し金を徴収する例をみている。そうであるから、本慣例は3日より後から買主の収益を計算に入れ、無料の翻意を認めない趣旨だろう。そのように理解すると、この慣例は動産売渡担保に当たる例であるといえる。

Ⅲ 変則的本銭返の分類

以上で接しえた限りの変則的本銭返売買関連文書を挙げた。そこで以下ではこれらの分類を試みる。

1. 直小作小作料収取型

これは本銭返売買をした地所を売主に占有留保して小作料を取取る型である。これに該当するものは②のみである。Ⅱで論じたように②は売渡抵当に類似しているものであり、しかも1321年の売券であるから、相当古くからこのような型が存在したことは注目すべきである。というわけは、②の買主は売主による買戻権行使がない場合であっても、少なくとも10年以内(5年前後)で小作料による元本以上の収益を予定していたとみることができるからである。

2. 約定期間内買戻利息徴収型

これは約定期間内の買戻については元金の支払を必要とし、それ以降は元金だけの買戻が可能である型である。これに該当する例は1304年の①だけである。

約定期間以後は元金だけの買戻だが、買主は現実の占有期間を通じて目的物から利益を得ている。そうすると、この型は約定期間の前後を問わず、確実な元金回収に加えた利益の確保を確実にしているといえる。

3. 約定期間内倍返型

これは約定期間内の買戻については元金の2倍の支払を必要とする型である。これに該当する例は③だけである。ただ③は約定期間が2年であって、売主の買戻を想定したものとは思われない。例え、約定期間が10年で本銭返における売買代金が時価よりも数割廉価である事実があるとしても、元金の2倍で買い戻すとは考えにくい。したがってこの型は実質的な永代売買であると考えべきだろう。

4. 利息等収取型

この型は文字通り、買戻時に元金に加えて利息等を必要とする型である。どの時点の買戻においても元利等の支払を必要とするこの型は中世の売券においては接することができなかった。この型はさらに幾つかに分類できる。

(1) 実質永代売買型

これは買戻に際して元金の支払いを必要とするが、利息が格外的高利であって買戻期間中の買戻を想定しておらず、実質的に永代売買である型である。これに該当する例は⑤だけである。

(2) 売渡担保型

これは買戻に際して元金の支払いを必要とし、その目的が実質的に融資金である売買代金とその使用の対価としての利息の支払を担保する目的である型である。接した限りではこれに該当する例は近世の慣例である④⑥⑦⑧⑨である。なおこれらの内、⑥⑧は売渡抵当型と判別できる。④⑦⑨は何れであるのか不明、換言すれば文言上は何れでもありうる例である。

5. 約定期間後買戻増金徴収型

これは一定期間内の買戻は元金で可能だが、期限後の買戻については元金に加えて何らかの名義による金銭の支払が必要とされる型である。これは2の約定期間内買戻利息徴収型の逆である。これに該当するのは近世の動産に関する慣例である⑩だけである。⑩はすでに紹介したように一定期間が3日と非常に短い。前述したようにこの3日間は売主の無料の翻意期間として設定されるが、それ以後は動産売渡担保の趣旨だろう。

IV 整理と分析

以上で変則的本銭返売買の例とその分類を終えた。以下では次の手順で整理と分析を行う。まず初めに売渡担保の生成という本稿のテーマに従ってⅢで分類した型の内、分析対象とすべき型を選別する。その後に各型が見い出される時代、目的について分析を加える。

Mar. 2017

変則的本銭返売買(特に売渡担保)の生成

1. 変則的本銭返売買諸類型の整理

まず直小作小作料收取型は中世鎌倉時代に1例(1321年)だけみられる型であるが、売主に占有留保をさせつつ毎年の小作料を收取する例であり、売渡抵当に近い。しかし目的物の取り戻し時に利息相当額を支払うのではない点で典型的な売渡抵当とは異なる。ただ小作料が利息に相当するとして、買戻特約付売買契約を売渡抵当と認定した近代の裁判例もあるから、この型は売渡担保の生成の観点から注目する必要がある(例えば、東京控判大正2年8月9日新聞898号21頁。買戻特約付で地所を売り渡した際、売主を小作人とし、小作料の定めがなされた事例である。また宅地買戻特約付売買契約において売主を賃借人とし、賃料の定めがある事案で、当該賃料を利息相当と認定し、売渡担保と認定した原審を支持した例として、大判大正10年3月5日民録27輯475頁がある)。

次に約定期間内買戻利息徴収型はこれも中世鎌倉時代に1例(1304年)だけみられる型である。これは約定期間内の買戻についてだけ元利の支払を必要とし、それ以降は元金だけの買戻を可能とする型であって、これも売渡担保の生成と無関係ではないだろう。

以上が中世の売券にみられる例である。これら以外は全て近世の慣例に関する『全國民事慣例類集』にみられる慣例となる。まず約定期間内倍返型は近世の慣例に1例だけみられる型であった。これは約定期間内の買戻については元金の2倍の支払を必要とする型であって、田畑永代売買禁止令を潜脱する目的の実質的永代売買であるから、売渡担保の生成とは無関係である。

次に利息等收取型、これは買い戻しをする場合に常に元利の支払を必要とするものである。現時点で純粋にこの型といえるものは近世にしかみることができない。この型は実質永代売買型と売渡担保型に分類することができた。前者は売渡担保の生成とは無関係である。後者は売渡担保そのものである。

最後に約定期間後買戻増金徴収型は一定期間経過後の買戻については元金に加えた増し金の支払を必要とするものである。その例は近世の動産に関する慣例が1例あるだけで、その一定期間も3日と極短いものであった。この慣例も場合によっては動産売渡担保の場合もありうることは前述した。

そうすると考察対象とすべき型を時系列順に列挙すると、中世については約定期間内買戻利息徴収型、直小作小作料收取型となる。近世については何れも『全國民事慣例類集』による慣例であるから時代の先後の判断は難しい。売渡担保生成の観点から考察対象とすべきは売渡担保型と約定期間後買戻増金徴収型となる。

ただここで注意すべきことは中世の例は何れも1300年代前半であり、近世の例は『全國民事慣例類集』に登載される慣例であることである。『全國民事慣例類集』は近代以後、1876年(明治9年)に司法省の命を受けた生田精が「故例諳熟ノ人」を選び、ヒアリングを重ね、全国の慣習を収集した物である。したがって近世の慣例といっても江戸時代末期の慣例である³⁰⁾。そうすると中世の例と近世の例との間には500年以上の間があるので、時系列的な分析にも限界がある。限界があるけれども、可能な範囲で売渡担保の生成過程と関連するこれらの類型について考察を加え、可能な限り慣例の生成年代についても考察を加えたい。

2. 考察

(1) 約定期間内買戻利息徴収型の目的とその背景

まず中世の変則的本銭返売券の約定期間内買戻利息徴収型は1304年の大中臣重房質券屋敷田売券の1例だけである。この売券は基本的には10年の年季売だが、最長20年に延長できる年季売売券である。しかも10年内の買戻ならば元利弁済、それより後の買戻ならば元金だけの買戻を許す本銭返売券でもある。

10年内の買戻について元利の支払を要求する理由は、10年内に買戻がされると元金が返還されるもの

の買主が予定するところの収益が十分でないことによる。つまり買主は元金返還に加えてさらに一定の収益の確保を絶対視したのだといえる。

一つ気になる点はこの売券の作成年である。1304年といえ、売却地、質流地の本主への無償返還を命じた永仁5年(1297年)の徳政令から間もない。同法自体は翌年永仁6年2月28日(1298年)貞永式目追加条々第679条³¹⁾により撤回されたが、正安2年7月5日(1300年)貞永式目追加条々第74条により同法は復活している³²⁾。これらの徳政令が警戒されたために大中臣重房質券屋敷田売券のような約定になったのだろうか。

恐らくは次の理由により徳政令とは無関係だと考えられる。大中臣重房質券屋敷田売券は年季売と本銭返売買とが融合した売券である(文言上は本銭返であることがはっきりしないが、年季売であることは文言上明確である)。そして年季売にせよ、本銭返にせよ上記の法条の適用対象外である。特に本銭返売買は所領の売買質入禁止を潜脱するために考案されたものであり³³⁾、これまでも年季売や本銭返は規制の対象となつてこなかった。年季売や本銭返が徳政令の対象となつたのは、嘉吉元年9月10日(1441年)建武以来追加第217条、第218条が初めてである³⁴⁾。

また加えていえば、この売券の約定が徳政令に対する対抗手段になっているとは思われない。というわけは、買戻時の元金の支払を約定しても、買戻前に地所の無償返還を命じられてしまえば、買主の大損は免れないからである。通常、徳政令に対する対抗手段としては徳政担保文言(売主に目的物を返還する徳政令を回避することを目的として売券や質券に挿入した特約³⁵⁾)を挿入する。そして本銭返売買においても徳政担保文言を挿入する例は多くみられる³⁶⁾。徳政令対策であれば、徳政担保文言の挿入もなく、対策として十分ではないので、この売券の当事者は徳政令をそれほど意識しなかったのだと考えられる。

(2) 直小作小作料收取型の目的と背景

直小作小作料收取型は中世の変則的本銭返売券である1321年の行貞田地売券だけである。この売券は要するに、売主と小作契約を結び、売主に地所の占有を留保させ、毎年の小作料を買主に納めさせるというものである。この型については以下の理由により徳政令対策である可能性もある。

すでに前述したようにこの売券では代金5貫に対して毎年の小作料が8斗であり、元金を6年前後で回収可能な内容となっていた。

本来、本銭返売買は占有移転を原則形態とし、買主が目的田畑から収益をえる例が圧倒的に多い。しかし徳政令以後は、本主への田畑無償返還を命じられる危険が常に存在するので、売主に占有を留め、引き続き耕作させた上で、そこから一定の地代を得て比較的早期に債権回収を図る形態が考案されたのではない。ただそれでも買主が元本を完全に回収する前に徳政令が発令されると、買主に経済的損失が生じる。このような危険を極力防止するためには売買代金そのものを低くし、なるべく早い期間で元本回収が可能となるように調整をしたのではない。この点に関して本銭返売買一般における売買代金は通常売買と比較して廉価であることを別稿において論じた。そこで得た結果は田1段の相場は本来7貫強であり、本銭返売買では5貫強程度というものであった³⁷⁾。そして行貞田地売券の代金も田1段5貫であるから、恐らく売買代金を安く設定している。

それから行貞田地売券には買戻期間の定めがない。だから売買から売主の買戻までの期間が長ければ長い程、元本以上の収益を得られる。元本に加えた収益を買主の労力によらない利息等によって得ようとしている点は既にみた約定期間内買戻利息徴収型と共通している。

Mar. 2017

変則的本銭返売買(特に売渡担保)の生成

(3) 売渡担保型の目的とその背景

この型に分類される④⑥⑦⑧⑨の慣例の内、④以外は全て田地でかつ年季明流文言型である。これらの慣例の目的および背景の1つとして1643年(寛永20年)3月の田畑永代売買禁止令³⁸⁾およびその潜脱があることは間違いないだろう。実際に⑧は「田畑宅地は永代の売買を禁ずる藩制」であるゆえに、この売渡担保型が利用されることを明言している。そうだとすれば、これらの慣例は田畑永代売買禁止令発令からそれほど隔たっていない時代に発生した慣例であろう。

ただこれらの慣例が田畑永代売買禁止令の潜脱を目的とするだけならば、利息をとる必然性はない。これはやはり中世にみられた約定期間内買戻利息徴収型および直小作小作料収取型と同様に元本回収以上の収益を得ようとしたのだろう。特に⑥⑧は売渡抵当型である。買主自身は使用収益をしない直小作の形式をとったのだろう。これ以外の⑦⑨は文言上は抵当型かどうか明確ではないが、質型でかつ利息を収取しては利益の二重取りだから、抵当型であったと考えるのが自然である。なお⑥⑦⑧⑨は順に出雲国能義郡、美作国勝南郡、周防国都濃郡、長門国豊浦郡であり、地域的に接近している。このことに何らかの意味があるかは現時点では今後の検討課題と言う他ない。

④は⑥⑦⑧⑨とは異なり、永代売買を禁止されていない家屋敷である。永代売買禁止令とは関係ないので、⑥⑦⑧⑨のように発生時期を推定できない。ただ前述したのと同じ理由で抵当型であったろう。

(4) 約定期間後買戻増金徴収型の目的とその背景

この型に分類される例は⑩の慣例だけであった。しかも動産の慣例である。この慣例は極短期間の無料の翻意期間を設定して、それ以後は元金に加えた増し金の支払を必要とするものであった。

動産については売買を禁止する法はないから、禁制潜脱以外の目的で利用されている。

この点に関して動産ならば、質入が可能である。質でも可能なことを本銭返で行う趣旨は別稿で紹介した高額動産本銭返に関する康永2年12月19日(1344年)八坂神社冬瓜売買記録³⁹⁾の例で論じたように売主が質によるよりも多くの資金を得ることにあるのだろう⁴⁰⁾。要するに担保目的であるから、動産質と同様に利息収取をするようになったことは自然の流れである。動産質営業を営む質屋の前身である土倉が鎌倉時代の発生であり、また室町時代初期に動産本銭返の例が存在するから、それからそう遠く離れない時代に利息付動産本銭返売買が生じたのではないか。

V 結

以上で限られた時代の限られた資料からではあるが、変則的本銭返売買の整理・分析を終えた。そこで結として、現状の分析から変則的本銭返、とりわけ売渡担保の生成の観点からいえることを以下にのべよう。

本銭返売買そのものは少なくとも1270年には生じていることは別稿において紹介した⁴¹⁾。それからそう時代的に離れていない約定期間内買戻利息徴収型の嘉元元年12月12日(1304年)大中臣重房質券屋敷田売券(①)が出現している。これは徳政令を意識したというよりは元本以上の収益を必ず確保しようとしたことにあると分析した。しかもこの売券では「傍例に従い、本銭に利息を加えて弁済すべきものとする」から類似の売券が他にも多く存在したことが窺われる。この点から本銭返売買が普及してからそれほどの期間を置かずして元本以上の収益を買主の直接的な使用収益によらずに確保しようとする動きが出てきたといえる。

そしてその点は時代が少し下る直小作小作料収取型である元亨元年6月26日(1321年)行貞田地売券(②)も元本以上の収益を利息等(小作料)によって確保した点では共通する。ただこの型は買戻時では

なく買主の毎年の収益としての小作料と代金を低額に調整する方法を併せることで早期元本回収を見込む徳政対策ともみられた。そうすると、本銭返売買が出現してから、少なくとも30年から50年の間で自作によらずに元本以上の収益の確保を目的とする変則型が出現し、しかもそれも徳政令の発令に備えて、毎年の収益によって実現しようとする動きをもつものも現れたことが窺われる。

これ以外の例は近世の慣例しか接することができなかった。注目すべきは売渡担保型と分類した慣例であり、そのほとんどは家屋敷の1例(④)を除いて田畑山林の例(⑥⑦⑧⑨)であって、1643年の田畑永代売買禁止令の影響、つまり同法を潜脱する目的がみられる。ただこれに加えて買主が使用収益せずに売主に占有留保することで元本以上の収益を確保しようとする点は直小作小作料収取型と共通する。ただし全ての例が買戻時の元利支払いを必要とする型であって直小作小作料収取型のように約定期間中に買主が収益を得るのではない。その理由は徳政令の懸念が中世程に意識されなくなり、買戻前に収益を得る必要性が薄れたのだろう。このような型は定着して法が禁止しない家屋敷売買でも利用されるようになっていく。

動産については約定期間後買戻増金徴収型と分類した加賀国江沼郡の慣例(⑩)だけである。売買から3日以後は買戻時に元金に加えた増し金を必要とする例である。

本銭返売買自体は中世の御家人所領の売買・質入禁止を基として1270年には生じている。そして前述したようにそれから遠くない康永2年12月19日(1344年)八坂神社冬瓜売買記録に動産本銭返売買の例がみられるから、本銭返という形式は法の禁止しない動産売買にも応用されている。そしてその意図は質入よりも多くの金銭の都合を受けられることにあった。そしてこの頃になると質屋の前身である土倉も出現しているから、動産質入よりも多く融資をする手段として利息収取型本銭返を導入しようとしたことは想像に難くない。あくまで推測であるが、中世にはこの加賀国の慣例にみられるような元利を取る変則的動産本銭返は生じていたのではないか。

以上で変則的本銭返の生成についての分析を終えた。しかし以上の近世までの変則的本銭返売買の例には債権を残存させたまま、債務者の財産所有権を移転する、いわゆる譲渡担保形態のものはみられなかった。では売渡担保が発展する中で何時頃、どのような背景により譲渡担保が生成されたのか。あるいは全然別の取引から譲渡担保が派生したのか。今後の検討課題である。

注

1) 池田・後掲。

2) 「第433条 所領を質券に入れる事、売買をさせる事

上記について御家人等が所領を質券に入れ、あるいは売買させる事は窮乏の基となる。今後は、御恩・私領を論じず、一向に売却並びに流質を停止し、元物を弁償させるものである。但し非御家人の輩の事については延応の制に載せられているので、子細には及ばない。」

なお貞永式目追加条々の条文番号は佐藤他・鎌倉幕府法・後掲の整理による。以下、特記しない限りは同じ。なお本稿では紙幅および普段、古文書に慣れ親しまない実定法学者であっても容易に内容を把握できるようにする趣旨より可能な限り史料は現代語訳する。

3) 池田2・後掲。

4) 「第657条 関東御事書法

一 質券および売買の事 永仁5年3月6日

上記について、地頭および御家人が買得した地においては、本条を守り、20年を経過すれば、元の持主は取り返すことはできない。非御家人および庶民、身分卑しい者が買得した地に至っては、年紀が近いか遠いかを問わず、元の持主はこれを取り返すことができる。

第662条 一 質券および売買地の事

上記について、所領を質券に入れて流し、あるいは売買する事は、御家人困窮の基である。今後は、停止すべきである。以前に売却した分は、元の持主に領掌させるべきである。ただし下文や下知状を給わった場合、あるいは知行

Mar. 2017

変則的本銭返売買(特に売渡担保)の生成

が20年を経過している場合、公私の所領を問わず、今更相違があるべきはない。もし制符に背いたり、濫妨をする者があれば、罪科に処すべきものとする。

次に非御家人や庶民、身分卑しい者の質地や買得地については、年紀を経過した場合といえども、売主に知行させるべきものとする。』。

- 5) 池田3・後掲。
- 6) 高野山・三・686。
- 7) 小早川・後掲・258頁によると、質権者から設定者への質証書交付は慣例化していなかったとされるが、それでも当事者の証文取り交わしの例として年季付本銭返売買に関する塵芥集第100条(条文番号は佐藤、百瀬、池内・後掲に依拠)の例が紹介されている。
- 8) 小早川・後掲・223頁。
- 9) 例えば、本銭返売買の目的地がさらに本銭返売買され、原売主が買戻権を行使した場合、原買主が転買主に対して買戻権を行使して、これを取り戻し、原売主に目的物を返還する手続がとられる。つまり当時の買戻権には物権的効力はない(小早川・後掲・225-227頁)。
- 10) 高野山・五・499。
- 11) 小早川・後掲・218頁。
- 12) 高野山・三・730。
- 13) 池田2・後掲・87頁注8。なお拙稿で紹介した僧得珍得千田畠売券には幾つかの誤りがあった。まず同売券は田地売券ではなく、田畠地売券であった。それから代価は6石5斗or7貫332文であったとしたが、直前にあった「拾」の文字を見落としていた。したがって代価は16石5斗or17貫332文である。幸い、小数点第2以下を四捨五入すれば、米1石≒銭1.1貫であることに変わりはなく、またこの売券を含む分析においても大きな誤差は生じないが、ここで訂正しておく。
- 14) 経済史研究会・後掲・「小作」(津下剛)。
- 15) 小早川・後掲・549頁。
- 16) 本銭返売買とその他質入や年季売との混同について、詳しくは小早川・後掲・560頁以下。
- 17) 司法省・後掲・522丁。旧字体及び片仮名は新字体平仮名に改め、適宜句読点を挿入した。以下に同じ。なお『全國民事慣例類集』は明治初年に行われた地方の古老への慣例調査により収集し、編纂された慣例集である。したがって江戸時代後半から明治初期の慣例ということになるだろう。
- 18) 「売買の約定せし後、買主にて之を廃棄するときは手金損と号し、手付金を損失し、売主にて廃棄するときは手金倍返と号し、手付金の倍数を差出す例なり 駿河国安倍郡有渡郡」(司法省・前掲・513丁)。この慣例は民法第558条第1項と同じ。
- 19) この場合、売主にも所有権が残存していると理解すれば、買戻権を停止条件付所有権と理解することになる。そしてこの理解は旧民法財産担保編第87条と同じ理解である。
- 20) 司法省・後掲・525丁。
- 21) 「田畑十年季山林二十年季家屋敷は一村内へは永代売を許せども他村へは許さざる習慣なり 羽前国置賜郡」(司法省・後掲・524丁)。
- 22) 司法省・後掲・537丁。
- 23) 司法省・後掲・538丁。
- 24) 司法省・後掲・540丁。
- 25) 中世の本銭返売券では、買主の十分な収益確保のために一定期間経過後に売主の買戻権行使が可能となる年季明請戻文言型が多い。
- 26) 司法省・後掲・543丁。
- 27) 司法省・後掲・544丁。
- 28) 司法省・後掲・531丁。
- 29) 例えば、文明13年2月18日(1481年)箕輪疇井本祐秀旦那本銭返売券(大日本史料・後掲・8巻之13・1006頁)、明応6年12月15日(1498年)案主某田地本銭返売券(香取文書・後掲・舊案主家文書・225)他多数。ここでは年季明請戻文言型本銭返であることが明確であるので引用しておこう。なお本売券の目的である旦那とは、御師職、師職、宿坊職、御宿職ともいうもので、端的に言えば、御師(おし)という神職が自己の勢力圏内の檀那(=御師への祈祷の依頼者)のために祈祷をし、御符その他を配布し、または旅宿となる営業権である。

「本銭返で売り渡した旦那の事

合計10貫 先導1番鳥松原宮内大夫2番である

明寶房

上記且那については要用があり、川關廊屋之信清重代相伝であるけれども、箕輪疇井本祐秀方より伊勢国且那桑名ツヤコウツひかしいしき井本祐秀の持分全部を拾聖坊方へ子年から酉年までの15年、売り渡した事実である。但し先導は桑名摩施寺引の分全部とする。もしもどこから違乱煩いが生じたならば、箕輪疇井本の子孫をもって道遣りすべきものとする。15年が経過すれば、祐秀が本銭10貫で買い戻すことができる。よって売券状をこの通りとする。」

文明13年2月28日

箕輪疇井本祐秀(略押)。

後者の売券は年季明請戻文言型本銭返売券であるかどうかについては明確性をかく表現だが、買主の収益確保を保証する文言が挿入されているところからみて、年季明請戻文言型本銭返売券だとみてまず間違いはない。この売券は買主が年季中の収益権確保を重視していたことが明瞭な文言であるので、これも引用しておこう。

「〔端裏書〕■■■本銭返1貫100文の状」

要用あって本銭返で売り渡す田の状
合わせて本銭1貫100文

上記の田の坪は、録司代内せきと道性に半分、同佐原地に半分、合計1段を明年戊午年から壬戌年までの5年5作の間、万難公事を停止して本銭返で売り渡した事実である。もしこの田に相違があれば、本銭1倍を給付すべきものとする。この田についてはたとえ公家武家の徳政が下されても違乱を申すことはできない。よって後日のための状をこの通りとする。

明応6年丁未12月15日

井戸庭の住人案主(花押)
藏本小林神四郎殿へ 案主判。

30) 司法省・全国民事慣例類集・後掲・凡例1丁。

31) 「第679条

一 質券売買地のこと 永仁6年2月28日

御下文や下知状を給わり、あるいは知行の年紀を過ぎた地の外は公領私領を問わず、本主に返還すべき由の制符を下したが、今更改変には及ばない。ただし今後は〔売買質入を〕禁止できないので、以前のままに裁判する旨の沙汰をする。」

32) 「第74条

一 地所質券売の事

上記所領を流質券に入れ、あるいは売買する事は御家人窮乏の元である。今後は停止せよ。以前に売却した分については本主に領掌させよ。但し御下文や下知状を給わっていたり、あるいは知行20年間を過ぎた場合には、公領私領を問わず、今更相違があるべきではないので、濫妨をする輩があれば、罪科に処すものとする。

次いで非御家人や庶民の輩が質券によって買得した地については年紀を過ぎていても売主に知行させるものとする。

正安2年7月5日

陸奥守 判
上總前司殿 相模守 判。」

なお上記両条の内、後条の整理番号は、両条相当の条文が佐藤、池内・鎌倉幕府法・後掲に見当たらないため有賀・後掲に依拠した。また同法前後の幕府法の変遷について池田2・後掲・93頁で詳しく紹介した。

33) 本銭返が所領売買質入禁止の法を潜脱する目的で考案されたことについて、詳しくは池田・後掲・50頁で論じた。

34) 「第217条

一 本銭返の地および家屋の事 本主に返還すべきものとする。

第218条

一 年紀売の地の事 子細は前条と同じ。」(室町時代の法の条文番号については佐藤、池内2・室町幕府法・後掲の整理に依拠している)。

35) 徳政担保文言の例としては、例えば文明4年10月7日(1472年)録司代慶尊料足借用状(千葉県史編纂審議会・香取文書・「舊案主家文書」206)を挙げるができる。

「質券に入れた衛門の畠10坪と周りの堀とを共に質に置きました。壬辰の年に置きました。3年以内に受け戻したならば、つまり午年までに受け戻したならば本銭2貫文で受け戻すことができます。それを過ぎたならば、5貫文で受け戻すことができます。親類兄弟まして他人の異議があつてはなりません。彌二郎の手より外に余所へ遣つてはなりません。後日の証文とすること件の如し。公家武家の御徳政が下されても異議があつてはなりません。

Mar. 2017

変則的本銭返売買(特に売渡担保)の生成

文明4年壬辰10月7日

香取社の住人録司代(花押)

志きそん

(花押)。

- 36) 本銭返売買の例で徳政担保文言を挿入する例として以下の例を挙げることができる。元弘2年1月11日(1332年)尾張齊俊本銭返売券(妙興寺18), 応永18年12月24日(1412年)秦相遠本銭返借用状(西山地藏院文書5-27), 宝徳2年4月26日(1450年)憲房本銭返売券(香取文書・舊大禰宜家文書・207), 宝徳4年11月13日(1452年)慶尊本銭返売券(小早川・225頁, 285頁), 長禄3年12月11日(1460年)胤之田地本銭返売券(香取文書・舊新福寺文書・9), 文明6年5月(1474年)大禰宜胤房田地本銭返売券(香取文書・舊案主家文書・211), 文明7年2月9日(1475年)大禰宜胤房田地本銭返売券, 明応6年12月15日(1498年)案主某田地本銭返売券(香取文書・舊案主家文書・225), 永禄2年2月6日(1559年)二郎神主本銭返売券(香取文書・舊大禰宜家文書・265)。
- 37) 池田2・後掲・91頁。
- 38) 一般に田畑永代売買禁止令といわれる法は, 1643年(寛永20年)の田畑山林永代売買禁止令と称される一連の法の第3条である。
- 「第3条 身上能くする百姓は田地を買取り, 身体成らざる者は田畠沽却せしめ, 猶々身上成る可からざるの間, 向後, 田畑売買停止す可き事」(条文は高柳, 石井・後掲・1309)。
- 39) 八坂神社記録・上・後掲・社務記録一・86頁。
- 40) 池田2・後掲・101頁以下。
- 41) 池田・後掲・29頁。

参考文献

- 有賀信雄『増訂古代法釋義』(博文館, 1908年)。
- 池田雄二「買戻特約付売買契約(本銭返)の発生原因」帝京29巻2号(2015年)19頁。
- 同2「中世買戻特約付売買契約(本銭返)の発展」帝京30巻1号(2016年)83頁。
- 同3「非典型担保における買戻(1)(2・完)」北法59巻5号(2009年)2656頁, 同6号(2009年)3416頁。
- 京都大学文学部日本史研究室『西山地藏院文書』(思文閣出版, 2015年)。
- 経済史研究会『日本経済史辭典』上下 縮刷第1版(日本評論新社, 1954年)。
- 小早川欣吾『日本擔保法史序説』(寶文館, 1933年)。
- 佐藤進一, 池内義賢『中世法制史料 第一卷 鎌倉幕府法』(岩波書店, 1955年)。
- 同2『中世法制史料集 第二卷 室町幕府法』(岩波書店, 1957年)。
- 佐藤進一, 百瀬今朝雄, 池内義資編『中世法制史料集 第3卷 武家家法1』(岩波書店, 1965年)。
- 篠田哲昭, 中尾務「定法書の系譜に関する一考察」土木史研究19号(1999年)421頁。
- 司法省『全國民事慣例類集』(青史社, 1976年, 初出1880年)。
- 高柳眞三, 石井良助編『御觸書寛保集成』(岩波書店, 1934年)。
- 千葉県史編纂審議會『千葉縣史料 中世篇 香取文書』(千葉縣, 1962年)。
- 東京帝国大学『大日本古文書 家わけ一ノ三 高野山文書之三』(東京帝国大学, 1905年)。
- 同2『大日本史料集 第八編之十三 後土御門天皇 自文明十三年正月至同年十二月』(東京帝国大学, 1927年)。
- 東京大学史料編纂所『大日本古文書 家わけ第一 高野山文書之五』(東京大学出版会, 1905年)。
- 八坂神社社務所編『八坂神社記録 上』(八坂神社社務所, 1942年)。
- 弥永貞三編『新編 一宮市史 資料編五 妙興寺文書』(一宮市, 1963年)。

Web ツール

まえちゃんねっと「換暦」〈<http://maechan.net/kanreki/>〉2017年1月10日アクセス。和暦の西暦への換算に利用した。

(2016年11月18日掲載決定)